

【追加情報】申請期間等を延長しました。(令和6年2月22日 → 令和6年3月22日まで)

駒ヶ根市中小事業者エネルギーコスト削減事業補助金（追加募集）のご案内

駒ヶ根市では、エネルギー価格等の高騰を受ける市内中小企業や個人事業主の皆様（以下「中小企業者等」とします。）が、エネルギーコストの軽減を目的に、省エネルギー性能の高い設備への「更新」に要する経費の一部を支援する事業について、追加募集を行います。

1 補助内容等

1 申請期間	令和6年1月9日(火) から 令和6年3月22日(金) まで ※予算額に達した場合は、受付を終了します。
2 補助内容	・補助要件: 既存設備を 更新する場合 に限る。 ・補助率: 対象経費の2/3以内 ・補助金額: 1事業者あたり 上限50万円 (1,000円未満切り捨て)
3 補助対象等	省エネ機器の更新に係る費用(購入費、設置工事費等)とし、以下の要件を満たすもの。 (1)対象機器(設置工事を伴うもの) ①エアコン (※室温調節機能があるもの)、 ②LED照明設備(※電球交換、センサー交換のみは対象外) ③冷凍冷蔵設備 (※冷蔵ショーケース及び製氷機含む) ④温水器 (※ガス温水器、石油温水器、電気温水器) (例)省エネラベル(イメージ) (2)対象機器の性能基準 トップランナー基準を満たす(最新の目標年度に対する省エネ基準達成率 100%以上 (統一省エネラベル表示等)の機器※とし、中古品でないものとし、 ※機器の省エネ性能は「省エネ製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp/)」でも確認することもできます。 (3)対象経費総額が 10万円以上 75万円以下 (税抜き)の事業を対象とします。
4 実績報告等	令和6年5月31日(金)まで ※対象設備の設置及び支払いが上記期限までに完了するもの。



2 補助対象者 以下の(1)～(5)までの要件を、**すべて満たす市内の中小事業者**が対象です。

- (1) 市内に事業所(本店又は支店、工場等)を有する**中小企業(※みなし大企業は除く)** 又は **個人事業主**
- (2) 申請の時点において、**創業から12カ月を経過**しており、今後も事業継続の意思があり、かつ市税を滞納していないこと。
- (3) 長野県及び長野県中小企業GX推進事務局が、令和4年度～令和5年度に実施の「**長野県中小企業エネルギーコスト削減助成金**」の**助成対象者** 又は **助成対象見込み者**でないこと。
※市で10月より募集した同事業の助成対象となった者は、再度の申請はできません。
- (4) 駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 風営法第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者でないこと。

3 注意事項

- (1) 法人の場合は、本社が駒ヶ根市外の場合でも、市内に事業所があれば申請は可能です。
ただし、対象となる設備等は、**市内事業所分のみが対象**となります。
(※個人事業主の場合は、**市内に住民登録があり、かつ店舗等が市内にある場合が対象**となります)
- (2) 申請は**同一法人及び同一事業者につき1回限り**とし、対象事業の**着手前**^{*}に申請が必要です。
(※補助金の交付決定前に事業着手(契約・発注・支払等を含む)した場合は対象外です。)
- (3) **新設、既存設備の修繕、更新に伴う撤去、処分費用、中古品やリース設備、消耗品等(LED電球のみ交換等)、その他維持管理等に係る費用** は対象外です。
- (4) 事務所(店舗)等が自宅を兼ねている場合、**自宅用と事業用で明確に区別ができない設備は対象となりません**。(例：給湯器等で自宅と事業所どちらにも使用できる等)

4 申請手続き

申請窓口へ下記の申請書類(①~⑥)を郵送又は持参してください。

①	駒ヶ根市中小事業者エネルギーコスト削減事業補助金交付申請書(様式第1号 [*])
②	誓約書兼同意書(様式第2号 [*])
③	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類 法人：直近の確定申告書及び法人事業概況説明書、登記簿事項証明書の写し など 個人：直近の確定申告書及び所得税青色申告決算書、営業許可証 など
④	本人確認書類の写し <u>※個人事業主のみ(市内の住民登録を確認するため)</u> 自動車運転免許証やマイナンバーカード(表面のみ)等 <u>※顔写真付きのもの1点。</u>
⑤	更新前の設備の写真及び設置場所が確認できる書類 平面図、見取り図など、更新前の設備の状況(場所、事業用)が確認できるもの
⑥	導入設備の仕様が判別できる書類、対象経費が確認できる契約書、見積書等の写し 省エネ基準達成率(省エネラベル、仕様書等)を確認できるカタログ、見積書など 対象経費の明細がわかるもの <u>(〇〇一式等の記載は不可)</u>

※申請様式(①と②)は、「駒ヶ根市公式ホームページ」からダウンロードいただくか、下記の申請窓口にて受け取ることができます。また本補助金に関するQ&Aも掲載しております。

駒ヶ根市公式HP URL <https://www.city.komagane.nagano.jp/>



5 申請窓口(お問い合わせ窓口)

【提出先】 〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係
【受付時間】 午前8時30分~午後5時15分(※土日、祝祭日を除く)
【連絡先】 TEL 0265-83-2111(内線433)
E-mail: syoukan@city.komagane.nagano.jp